

政 法 第 1 9 3 2 号
答 申 第 4 1 6 号
平 成 2 7 年 9 月 1 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年5月24日付け管財第313号による下記の諮問について、別添
のとおり答申します。

記

諮問第509号

平成25年4月26日付けで異議申立人から提起された、平成25年4月2
2日付け管財第168号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対
する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成25年4月22日付け管財第168号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、自家用電気工作物保安業務委託（その5）の県が受理した業者の入札参加申請書（平成24年度及び平成25年度分。以下「本件対象文書」という。）に含まれる、データ管理計画書、データ取扱者名簿、データ取扱計画書、作業場所等に係るセキュリティ措置計画書、作業場所一覧表、データ漏洩等発生時の対応手順書及びデータ管理簿（以下「データ管理計画書等」という。）における不開示部分のうち、役職及び氏名（取締役を除く。）並びに法人登録印鑑の印影（以下「代表者印影」という。）を除く情報について開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定で不開示とした部分のうち、データ管理計画書等の内容は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当せず、不開示とした部分を開示せよというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書のうちデータ管理計画書等の基準は実施機関で設定したものであり、私的文書に当らず、その内容は条例第8条第3号イに該当しない。
- (2) 他の資料に異論はない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成25年2月20日付けで、「自家用電気工作物保安業務（その5）の県が受理した業者の一般競争入札参加申

請書（平成24年度及び平成25年度分）」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

本件対象文書は、電気事業法第42条第1項の規定により定めた千葉県自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）第19条の規定に基づき、主任技術者の下で委託業者が自家用電気工作物の保安のため、点検及び測定を保安規程に定める基準により行う委託業務に関する一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類である。

平成24年度分は2者、平成25年度分は3者から提出されており、構成は以下のとおりである。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）
- (2) 入札参加資格決定通知書
- (3) 意向証明書
- (4) 委託業務体制図
- (5) 資格免状
- (6) 他の請負実績（契約書の写し）
- (7) 油入高圧機器の採油業務請負及び試験実績（契約書の写し）
- (8) データ管理計画書等（平成25年度のみ）

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書に記載された氏名、個人の印鑑の印影、生年月日、年齢、住所、電話番号、資格決定番号、免許登録番号、資格免状及び卒業証明書については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に該当する。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書に記載された代表者印影は、当該法人が契約書等の重要書類に使用する特別な管理をしているものであり、これらを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

参加資格確認申請書の欄に記載の「(4) 同種の実績」欄のうち不開示とした部分は、申請書を提出した特定の法人が過去に受注した実績が記載されており、公にすることにより、当該法人の財産上の利益又は当

事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

本件対象文書のうちデータ管理計画書等は、実施機関が指定した項目に応じて、申請書を提出した法人（以下「特定法人」という。）が独自のノウハウにより構築した内部管理情報を記載したものである。記載した内容を公にすると、特定法人のデータ保管場所等の内部機密や、データ漏洩発生時の対応手順等が明らかになるなど、特定法人のデータ管理情報が明らかになり、特定法人の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 異議申立人は、本件対象文書のうちデータ管理計画書等について、不開示とした部分の開示を求める旨主張しており、他の資料については異議がないとしている。

したがって、本件対象文書のうちデータ管理計画書等の不開示部分における本件決定の妥当性について以下検討する。

(2) データ管理計画書等は、実施機関が特定法人に交付した、データ保護及び管理に関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づき、特定法人が申請書の添付資料として作成し、実施機関に提出したものである。

実施機関の説明によると、データ管理計画書等は、実施機関が特定法人に対して交付した特記仕様書の内容に基づいて特定法人が作成したものであり、特記仕様書には、データ管理計画書等に具備すべき内容が記載されているとのことである。また、特記仕様書は、実施機関が入札を行う際、多くの場合において仕様書とともに交付するものであるとのことである。

そして、実施機関は、特定法人がデータ管理計画書等を作成するにあたり、特定法人に対し、形式や具体的な記載内容について説明しているとのことである。

このようにして作成されたデータ管理計画書等が、参加資格確認申請書の添付資料として特定法人から提出されたとのことである。

なお、データ管理計画書等を構成する文書及び不開示部分は以下のとおりである。

ア データ管理計画書

- ・データ管理計画書等の目的、データ取扱者の指定及び教育、データ取扱計画書、作業場所のセキュリティ措置、データ漏洩等発生時の対応手順、特記仕様書の対象データ、データ管理簿の作成並びにデータの処理等（以下「目的等」という。）

- ・代表者印影
- ・取締役の役職及び氏名
- ・データ取扱者区分

イ データ取扱者名簿

- ・役職
- ・氏名
- ・所属
- ・データ取扱者区分
- ・守秘義務等データの取扱いに関する講習等の受講実績（以下「受講実績」という。）

- ・作業範囲

ウ データ取扱計画書

- ・データの利用、管理及び廃棄方法（以下「管理方法」という。）

エ 作業場所等に係るセキュリティ措置計画書（以下「措置計画書」という。）

- ・データを取り扱う作業場所におけるセキュリティ措置（以下「セキュリティ措置」という。）

オ 作業場所一覧表

- ・作業内容
- ・セキュリティ措置

カ データ漏洩等発生時の対応手順書（以下「対応手順書」という。）

- ・データ漏洩等発生時の報告先（以下「報告先」という。）
- ・データ漏洩等発生後の対応（以下「発生後の対応」という。）

キ データ管理簿

- ・項目

3 条例第8条第3号イ該当性について

異議申立人は、データ管理計画書等は条例第8条第3号イに該当しないと主張するので、以下検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ及び信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

そして、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人が主観的に他人に知られたくないというだけでは足りず、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に存在することが必要であり、かつ、そのようなおそれが存在するといえるためには、抽象的な可能性があるだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 具体的な不開示部分について

ア 代表者印影について

データ管理計画書に記載の代表者印影は当審査会で確認したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものと認められる。

よって、これを公にすることにより、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、代表者印影は条例第8条第3号イに該当する。

イ データ管理計画書に記載の目的等について

当該部分には、データ管理計画書等の概要が記載されている。

これらの記載は、実施機関が特定法人に交付した特記仕様書の内容をおおむね転載し、作成しているものであり、データ管理計画書等を構成する文書の説明等、データ管理に関する一般的な記載に過ぎない。

よって、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

ウ データ取扱計画書に記載の管理方法について

当該部分には、実施機関が特定法人に交付又は使用を許可したデータ（以下「データ等」という。）の利用、管理及び廃棄方法が記載されている。

これらの記載は、データ等の一般的な利用、管理及び廃棄方法の記載に過ぎず、特定法人にとって秘匿性の高い情報が記載されているものとはいえない。

また、上記第4の2（2）のとおり、実施機関が特定法人に対し、形式や具体的な記載内容について説明しているとのことであり、特定法人の独自のノウハウによって作成されたものとはいえない。

よって、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

エ 措置計画書に記載のセキュリティ措置並びに作業場所一覧表に記載の作業内容及びセキュリティ措置について

当該部分には、データ等を取り扱う場所での作業内容又はセキュリティ対策が記載されている。

これらの記載は、作業場所における作業内容とデータ等を取り扱う作業をする際の、作業中及び作業場所におけるデータ等に係るセキュリティ確保のために講じる一般的な措置の記載に過ぎず、特定法人にとって秘匿性の高い情報が記載されているものとはいえない。

また、上記第4の2（2）のとおり、実施機関が特定法人に対し、形式や具体的な記載内容について説明しているとのことであり、特定法人の独自のノウハウによって作成されたものとはいえない。

よって、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

オ 対応手順書に記載の報告先及び発生後の対応について

当該部分には、データ漏洩等発生時の報告ルート及び対応方法が記載されている。

これらの記載は、データ漏洩等発生時の一般的に想定し得る報告ルート及び対応方法の記載に過ぎず特定法人にとって秘匿性の高い情報が記載されているものとはいえない。

よって、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

カ データ管理簿に記載の項目について

当該部分には、データ等を取り扱う際に記載する管理簿の、データ名、授受方法、保管場所、使用目的及び使用場所等の項目が記載されている。

これらは、特記仕様書に例示されている項目の内容を元に作成されたものと推認され、各特定法人で多少の項目の違いがあるものの、特定法人の独自のノウハウによって作成されたものとはいえない。

よって、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

キ 以上のことから、データ管理計画書等の不開示部分のうち、代表者印影を除いたものについては、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないため、条例第8条第3号イに該当しない。

4 条例第8条第2号該当性について

データ管理計画書等のうち、個人に関する情報が含まれているものについて、以下検討する。

(1) データ管理計画書に記載の取締役の役職及び氏名並びにデータ取扱者区分並びにデータ取扱者名簿に記載の役職、氏名、所属、データ取扱者区分、受講実績及び作業範囲については、データ取扱者の個人に関する情報である。

(2) データ管理計画書に記載の取締役の役職及び氏名については、商業登記にて公にされている情報であり、法令等の規定により公にされている情報であるため、条例第8条第2号ただし書きイに該当すると認められ、開示すべきである。

(3) データ管理計画書に記載のデータ取扱者区分並びにデータ取扱者名簿に記載の所属、データ取扱者区分及び作業範囲については、これらを公にしても特定の個人を識別できる情報とまでは認められない。

(4) データ取扱者名簿に記載の役職及び氏名については、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第8条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は慣行として公にされていないため同号ただし書きイに該当せず、他の各ただし書きの要件にも該当しない。

したがって、役職及び氏名は、条例第8条第2号に該当し、不開示とするのが相当である。

(5) データ取扱者名簿に記載の受講実績については、全ての個人に関して同一の記載であり、特定の個人を識別できる情報とは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書のデータ管理計画書等における不開示部分

のうち、役職及び氏名（取締役を除く。）並びに代表者印影を除く情報について、条例第8条第2号及び第3号に該当しないため、開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年5月24日	諮問書の受理
平成25年7月9日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年5月27日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成27年6月24日	審議
平成27年7月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年7月29日現在)